

第一百四十五回会

参議院労働・社会政策委員会会議録第十三号

平成十一年六月十日(木曜日)

午後零時十分開会

委員の異動

六月九日

辞任

高橋紀世子君

補欠選任

山崎

委員

出席者は左のとおり。

委員長

吉岡

吉典君

理事

田浦

吉岡

力君

委員

溝手

吉典君

委員

川橋

吉典君

委員

笹野

吉典君

委員

山崎

吉典君

委員

田浦

吉典君

委員

溝手

吉典君

委員

川橋

吉典君

委員

笹野

吉典君

委員

山崎

吉典君

委員

田浦

吉典君

委員

溝手

吉典君

委員

川橋

吉典君

委員

笹野

吉典君

委員

山崎

吉典君

委員

田浦

吉典君

委員

溝手

吉典君

委員

川橋

吉典君

委員

笹野

吉典君

委員

山崎

吉典君

委員

田浦

吉典君

委員

溝手

吉典君

委員

川橋

吉典君

事務局側
常任委員会専門 山岸 完治君

出、衆議院送付)並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(参第一八号)及び職業安定法等の一部を改正する法律案(参第一九号)(いずれも吉川春子君外一名発議)を一括して議題とし、質疑を行います。

○本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労

働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(参第一四三回国会内閣提

出、第百四十五回国会衆議院送付)

○職業安定法等の一部を改正する法律案(内閣提

出、衆議院送付)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労

働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(吉川春子君外一名発議)

○職業安定法等の一部を改正する法律案(吉川春

子君外一名発議)

○委員長(吉岡吉典君) ただいまから労働・社会

政策委員会を開会いたします。

理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつて

おりますので、その補欠選任を行いたいと存じま

す。

理事の選任につきましては、先例により、委員

長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議

ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉岡吉典君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に山崎力君を指名いたします。

○委員長(吉岡吉典君) 労働者派遣事業の適正な

運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に

関する法律等の一部を改正する法律案(第百四十

三回国会開法第一〇号)、職業安定法等の一部を

改正する法律案(閣法第九〇号)(いずれも内閣提
出、衆議院送付)並びに労働者派遣事業の適正な
運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に
関する法律等の一部を改正する法律案(参第一八
号)及び職業安定法等の一部を改正する法律案(参第一九
号)(いずれも吉川春子君外一名発議)を一括して議題とし、質疑を行います。○今泉昭君 民主党・新緑風会の今泉でございま
す。先日、視察で現場を見せていただきました。いろ
いろと世間で心配されている点を現場を見ながら
安心させていくこうという行政の方の配慮とい
う意味もあつたんだしよう、行った先は大変立派な
ところでございまして、見た限りにおいては全く
問題はないというような印象を強く持ちました。
しかし、派遣事業者の実態を私ども見てみます
と、この間見たところはベストテンに入るような
立派なところじゃないかと思うんです。問題は、
やっぱりそうではないところが大変多いという心配
が先立っておりまして、この派遣法に対しまして
いろんな立場から疑問が呈されているわけであります。特に、国会の周辺にはこれに対して不安を
持っている数多くの方々が連日のように座り込み
をやったり、あるいはまた抗議行動を起こしてい
るというのもそういうところにあるんじゃないかな
と思うんです。○調査室の方から出されている資料を見てみまし
ても、実は派遣事業者の七割近くが年間売り上げ
が一億円未満のところが多いわけです。この間見
に行つたところは年間二十億からの売り上げがあ
る、こういうふうに申しておりましたが、年間一
億程度の売り上げで一体どれだけの管理体制がで
きるのか。それから、派遣労働者に対するいろいろ
な意味での心配をされているような問題を、法律の中でも指針なり政令や省令でいろいろ出して
こまで守れるのか、こういう不安が大変多いわけ
でございます。特に、年間一億円以下というところ
において、派遣スタッフに対する相談、援助、
教育、指導管理ということができるのかと
いうことを考えてみると、大変問題を含んでい
る、まだまだ論議をしなきゃならない点がたくさん
あるんじゃないでしょうか、こういう気がし
てならないわけであります。そこで、そういうことを前提にいたしまして、
きょうは幾つか大臣を初め当局にお聞きをしたい
というふうに思っております。きょうは、何か衆議院の方のいろんな難しい日
程の中で、特に昼休みなんという異常な時間に設
定をされたものですから、限られた質問しかでき
ないので大変残念でしようがないんですが、そ
ういう意味で、その中の一部を質問させていただき
たい、こういうふうに思っているわけであります。まず最初に当局の方にお聞きしたいんですけど
も、いろんな形で指導されていると思うんです
が、今私が申し上げましたように、一億円未満程
度の売り上げという企業が大多数を占めていると
ころの指導監督というのは今の体制で大丈夫で
しょうか、それをちょっとお聞きしたいと思うん
です。まず最初に当局の方にお聞きしたいんですけど
も、いろんな形で指導されていると思うんです
が、今私が申し上げましたように、一億円未満程
度の売り上げという企業が大多数を占めていると
ころの指導監督というのは今の体制で大丈夫で
しょうか、それをちょっとお聞きしたいと思うん
です。○國務大臣(甘利明君) 今泉先生御指摘のとお
り、企業のスケールによって行政の指導が徹底す
るしないの濃淡はあるうかと思いますが、企業格
差によってその中身の格差が生じないよう極力
指導してまいりたいと思います。それを今の人員、体制で完璧にできるか、もち
ろん正直申せばスタッフがもう少しあればいい
ということも考えておりますけれども、限られ

た条件の中でも最善を尽くしたいというふうに思つております。

○今泉昭君 そういうことを考えてみますと、ネガティブリスト化されまして業種が拡大をしていくわけになりますから、ただでも今まで紛争が多発してきていることは否定できない事実であります。今まで以上に数多くの紛争、苦情というのが出てくるはずだと私は思うのであります。

少なくとも、こういうふうに自由化、規制緩和をするならば、この間の参考の方々の意見の中にもございましたように、労働者保護という視点が大変重要だということを言われておりましたよう、紛争処理の別な機構というものを早急に考えていかなければならぬのではないかと思うんです。

例えば、我が国の特に労使間におけるいろんな問題を解決するために、地方には地方労働委員会ができて、中央には中央労働委員会ができて、ところが、最近の労使関係の安定化に伴いましてこの活用というのが大変少なくなっています。紛争件数が少なくなっていることは事実だらうと思うわけあります。笑い話じゃないんですけれども、一時、地方の中には、例えば紛争を年間に一件も受けたことがなかつたなんというようなこともございまして、急速その教育をしなきやならないなんというような話も聞いたくらいでございます。

要するに、労働行政の全体の体制というものに大きくメスを当てていかなきやならないような条件もあるわけござりますから、そういう意味では思い切った紛争解決のための新しい機構をつく必要があるんじやないか。

これは実は中職審の建議の中にもそういうことが盛られていたはずだと思うのですが、どうも、これにつきましてはこの法文の中でどのよう考へてつくられたのか、ちょっとお聞きしたいと思うんです。

○國務大臣(甘利明君) 先生御指摘のとおり、中職審の建議の中に、個別紛争処理にどう対処する

か、幾つかの示唆も含めて建議をいたいでいるところであります。

労働条件をめぐる個別紛争につきましては、先般の基準法改正によりましてその迅速な解決を図るシステムを整備したところでありますけれども、雇用問題一般についての個別紛争処理機関の整備については、そのあり方をさらに鋭意検討してまいりたいというふうに考えております。

いずれにしても、当委員会での御指摘をしっか

り踏まえて、どう対処していくか検討させていた

だときたいと思います。

○今泉昭君 苦情処理に關しましては、それぞれの各地方にある職安が前面に対応をしていくといふことになつて、どうぞいりますけれども、派遣労働の中心は登録型が大体八割以上を占めているようございます。個別の紛争というものは、登録型を中心として起つて、いうふうに私ども判断をしております。これから急激に登録型の派遣がふえるとするならば、当然それに比例して紛争処理の必要な件数がふえていくだろうと思うわけでござります。

ところが、前回も私申し上げましたように、今地方の職安行政は大変だと思うんです。これだけ失業者がふえて、一つは失業保険の給付の作業だつて今まで以上に大変な処理に当たらきやならないと思うし、さらにはまた就職の窓口として紹介業務、当然これはもう今までにないぐらいに件数は多いはずでござります。そういう中で、職安の人員がふえたわけじゃない、行政改革の一環としてむろん人は減らすような方向にあるような中であります。

今労働行政の中で一番重要なのはこの職安行政だらうというふうに私は認識しているわけございますが、大臣は、これから審議会などの意見も安の人員がふえたわけじゃない、行政改革の一環としてむろん人は減らすような方向にあるようないろいろ考えながら、体制を見直しながら、できるだけ人頭増というようなことではなくて、そういう観点ももちろん大事なのでありますけれども、組織の合理化と重点化、こういうことを中心にして今見直しを進めているところであります。

今般、派遣につきましては労働大臣への申告とかあるいは公共職業安定所への相談というようなことを改正法で明記をしているわけでありますけれども、この問題に臨んでいかれるか、ちょっとお答えを願いたいと思うわけであります。

○國務大臣(甘利明君) 結論から申せば、じっくりちゃんと状況を踏まえて情報をとつて、この問題に臨んでいかれるか、ちょっとお答えを願いたいと思うんです。ですから、今後これは積極的に何か対策を考えていただく必要があると思うんですが、いかがでしょう、どう

いうふうにお考へでしようか。

○政府委員(渡邊信君) 現在、職業安定所は全国に約四百七十所設置をして、県に勤務する職員を含めますと地方に約一万五千名の職員が配置されておるわけであります。

御案内のように、その仕事の中核は職業相談、

職業紹介ですけれども、今窓口は大変な混雑を引きなでいるというような状況でござります。安定所はそのほかに、雇用保険の認定支給事務でありますとか求人開拓の事務、あるいはいろいろな事業主や労働者への助成金の支給、こういったものの事務をやっているわけで、雇用対策の第一線機関としてあらゆることをやっているところでございます。

そういうことでは、業務を今なかなか処理しきれない、長い時間待つて本当に職業紹介に充てる時間はわずかであるというふうな不満も大変漏れでいるわけあります。これから急激に登録型の増だけで単純に対応するというような状況ではありませんし、いろいろな事務の合理化というものが通じながら体制の整備をしていかなきゃいけないという問題意識を持っております。

特に、そこに当たりましては機械化できるものはできるだけ機械化をしていくというような問題と、それから今般も雇用対策の中で考えておりましたが、特に中高年のような短時間の職業紹介では無理だというような方については、職業相談とか就職についての心構えでありますとか、そういうことは民間の力もおかりをして特に中高年の方に重点的に職業相談に応じる。こういったことも

何年か後には、最も近い時期に見直しといふものを通じながら体制の整備をしていかなきゃいけないという意味で、恐らくこの法律が施行され何年か後には、最も近い時期に見直しといふものが当然言われる事になるでしょうし、この見直しのための行政としての資料を整える意味で実態調査というものを今まで以上にやっていただく必要があると思うんです。

そういう意味で、労働大臣、どうでしょ、三

年後の見直しに向けての、要望というの

はいろいろな形で各方面から出されていると思うわけでござりますが、どのような気持ちで、どのような決意でこの問題に臨んでいかれるか、ちょっとお答えを願いたいと思うわけであります。

○國務大臣(甘利明君) 結論から申せば、じっくりちゃんと状況を踏まえて情報をとつて、この問題に臨んでいかれるか、ちょっとお答えを願いたいと思うんです。ですから、経過した後において、労働者派遣法の規定についての検討に際しまして、今回の法改正において新たに対象となる業務分野における登録型の派遣労働者について、その就業の実情であるとか労働条件の確保等の状況を把握、分析をしまして、必要な検討を加えることといたしたいというふうに考

いうふうに想定されますので、体制が不備なために派遣労働者の権利が守られないということでは大変まずいわけですから、十分その辺を留意しながら合理化、重点化ということを中心にながら体制のあり方について検討してまいりたいと思つております。

○今泉昭君 そういう意味で一番心配しているのは、不安定な雇用労働者が自由化によってふえていくことが重なつてくるわけでござりますから、特に登録型に対しても労働界のアレルギー、心配というのは私は大変強いものではないだろうかと思うんです。

今この法律によって出発しようとしているのは、我が国にとっては経験のない新しいネガティブ化という形で大幅に自由化していくことでござりますから、予測をしている以上のいろいろなケースがそしてまた問題が出てくることは私は至だと思うわけであります。

そういう意味で、恐らくこの法律が施行され何年か後には、最も近い時期に見直しといふものが当然言われる事になるでしょうし、この見直しのための行政としての資料を整える意味で実態調査というものを今まで以上にやっていただく必要があると思うんです。

そういう意味で、労働大臣、どうでしょ、三

年後の見直しに向けての、要望というの

はいろいろな形で各方面から出されていると思うわけでござりますが、どのような気持ちで、どのような決意でこの問題に臨んでいかれるか、ちょっとお答えを願いたいと思うわけであります。

三九〇

○今泉昭君 三年後という話もございましたけれども、一回法律が出来ますと、その推移を見なが
ら、三年よりもっと短い期間にこれを直すとい
うのは實質的には不可能だらうと思うんですが、
それでもなおかついの問題点が出てきたら緊
急にこれは取り上げて見直しをしていただくよう
に要望しておきたいというふうに思うわけですが
います。

第一のねらいはやっぱりできるだけ正規従業員を圧縮したい、そして賃金とか福祉とかのコストを減少させたいというねらいが大変最近は強まって いる。

れていた部門に、規制緩和がぐっと広がっていく。そこで、その部分は相変わらず男子が多くあるという可能性もないとは言えませんけれども、しかしながら、全体的な傾向としては女性の方々がこの派遣労働という就労システムを使うという流れはあります。そういう意味で、幾つか女性問題に関する配慮、対策というものについて、改めて確認の意味でお聞きをしておきたいというふうに思つたわけでござります。

その一つは、派遣先におけるところのいわゆる男女雇用機会均等法、この適用というものが衆議院の修正により規定されましたけれども、派遣という身分上の弱さから、いろんな意味で十分に派遣先に対して、派遣先の事業者がこの問題の認識を持つていない場合が大変多いわけでありまして、さらに、先ほど私が申し上げましたように、中小零細の事業者が大変多いわけであります。中

ました派遣労働者を特定することを目的とする行為の制限の規定等の的確な運用によりまして、派遣先における派遣の受け入れ決定、業務指示あるいは契約解除において性による差別的取り扱いがなされることがないように指導してまいりたいと、いうふうに考えております。

さらに、正社員は男性、派遣は女性ということが生じないように、また、ポジティブアクションの推進を図るために男女雇用機会均等法の周知を徹底しますとともに、必要な指導を行ってまいりたいというふうに考えております。

○今泉昭君 特にこの点につきましては、先ほどから何回も申し上げておりますように、男女雇用機会均等法に基づくところの対処というものが、大企業といえども完全になされていないような状態でござりますので、中小零細企業が多い派遣事業者に対する指導徹底というものを強く要請しておきたいというふうに思います。

小の事業者というのは、どこの企業でもそうです。けれども、社長がすべてを取り仕切っている。その道の専門家をそろえているということは実はほとんどないわけですが、まして、これに対する指導徹底というものが大変重要なになってくるんじやないかと思うのであります。

それからあわせまして、この派遣労働者を含む短期雇用者の育児休業・介護休業の適用を推進すべきじゃないかという強い要望もあるわけですがあります。この点についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○國務大臣(甘利明君) 派遣労働者を含めまして、期間を定めて雇用される労働者と育児・介護休業との関係の整理につきまして検討してまいりたいというふうに考えております。

○今泉昭君 もう一つ、特に心配されているのは、短期雇用労働者の実は社会保険の問題であります。

クシュアルハラスメント等がござりますけれども、これらを防止するためには、派遣先に対しまして必要な指導等適切な措置を講ずることとしてまいりたいというふうに考えております。

ういう社会保障を受ける権利を平等にだれも有しているわけでございまして、この点の検討というものが大変おくれていても事実ではないかと思うんです。

最近の流れというのはそういうふうにいつていな
いんじやないかという気がしてならないわけであ
ります。例えば、自己選択ができる就労体制とい
うものに派遣労働を期待するというのが、毎年出
されている実態調査を見てみますとその割合が
減ってきているわけです。
なぜ派遣労働を選択しているかという実態を問
てみると、むしろ失業を強制されるような経済
情勢にある。要するに正規従業員として実は自
分は働きたいんだけども働く機会がない、働け
ないという割合がどんどん最近はふえてきている
わけでありまして、むしろ労働省の方でよく言わ
れていたような、この派遣労働というシステムを
つくることによって自己選択の機会をふやすん
じゃないかというような意味合いは、最近の動向
から見るとちょっと違うんじゃないだろうか。そ
ういうような気がしてならないわけであります。
そして、私としてもその人たちの意向調査をい
ろいろ分析してみても、実際に派遣労働者を雇う
側の、派遣先というんでしようか派遣を受け入れ
る企業の立場の意識調査を見てみましても、その

勢、経済情勢がその間も変化しているのは事実でありますし、それが働く側にとって、先生が御指導のような選択をする事由の変化になっているかもわかりません。

一方で、企業の側にとつても選択するにはするなりの有利であるという理由があるわけでありますし、ただ恒久的、恒常にこの働き方を企業戦略として採択するということにならないよう、常に期間制限等をつけているわけでありまして、本来、法の趣旨にのって、この派遣労働を使う側の企業もその趣旨が徹底をするように厳正な対応をしていくことがあります。

○今泉昭君 データをいろいろ見てみますと、特に登録型だけに限らず、派遣労働者の約八割はどちらかといえば女性の方が多いというふうに思いました。

小の事業者というのは、どこの企業でもそうですけれども、社長がすべてを取り仕切っている。その道の専門家をそろえているということは実はほとんどないわけでございまして、これに対する指導徹底というのが大変重要なってくるんじやないかと思うのであります。

この点について、労働省としてはどのようにこの雇用機会均等法に基づいてその問題に対する問題が起きないように指導徹底をされるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○國務大臣(吉田明君) 均等法における問題といいますか、例えば女性であれば派遣先におけるセクシュアルハラスメント等がござりますけれども、これらを防止するために、派遣先に対しまして必要な指導等適切な措置を講ずることとしてまいりたいというふうに考えております。

それから、男女雇用機会均等法上の事業主としての派遣労働者責任について指導徹底する、としたいというふうにも考えておりますし、また、労働者派遣法第二十七条、第四十条第二項、及び衆議院における修正によりまして追加をされ

それからあわせまして、この派遣労働者を含む短期雇用者の育児休業、介護休業の適用を推進すべきじゃないかという強い要望もあるわけでござります。この点についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○国務大臣(甘利明君) 派遣労働者を含めまして、期間を定めて雇用される労働者と育児・介護休業との関係の整理につきまして検討してまいりたいというふうに考えております。

○今泉昭君 もう一つ、特に心配されているのは、短期雇用労働者の実は社会保険の問題であります。

我が国は、最近はいろいろな種類の就労形態による労働者の種類がふえてまいりまして、それぞれの種類によって保険の適用される人、されない人が大変あるわけであります。憲法によれば、そういう社会保障を受ける権利を平等にだれも有しているわけでございまして、この点の検討というものが大変おくれていることも事実ではないかと思うんです。

前々から課題としては考えているけれども、こ

さて次は、そういう意味で、今回のネガティ化で自由化をされるときに、政府がよく言われておりますように、実は一般的の働く人たち、一般的方々の意向として、自分の都合に適した、時間的にも自分の生活パターンからいつても自由な時間に働けるような形の就業形態に対する期待が多いと、こういうことを再三述べられていましたというふうに理解しております。

実は実態調査をいろいろしてみると、どうも最近の流れというのはそういうふうにいつていなじんじゃないかという気がしてならないわけであります。例えば、自己選択ができる就労体制というものが派遣労働を期待するというのが、毎年出されている実態調査を見てみますとその割合が減ってきているわけです。

一方で、企業の側にあっても選択するにはするなりの有利であるという理由があるわけであります。一方で、企業の側にあっても選択するにはするなりの有利であるという理由があるわけであります。○國務大臣(甘利明君)さきの東京都の調査あるいはこの派遣法改正に当たってさらに詳細な調査を労働省がいたしました。その時点での働く側のどうしてこの働き方を選択するかという回答については今までお話をしたとおりでありますが、それから若干の経緯がございまして、雇用失業情勢、経済情勢がその間も変化しているのは事実でありますし、それが働く側にとって、先生が御指摘のような選択をする事由の変化になっているかもわかりません。

この点について、労働省としてはどのようにしてその問題に対する問題が起きないように指導徹底をされるのか、ちょっととお聞きしたいと思います。

○国務大臣(甘利明君) 均等法における問題といいますか、例えば女性であれば派遣先におけるセクシーショアルハラスメント等がござりますけれども、これらを防止するためには、派遣先に対しまして必要な指導等適切な措置を講ずることとしてまいりたいというふうに考えております。

ういう社会保障を受ける権利を平等にだれも有しているわけでございまして、「この点の検討」というものが大変おくれていることも事実ではないかと思うんです。

れは労働省だけではなくしてほかの省庁とも関係があるということもありますて、検討をしているという話は聞きますけれども、必ずしもそのスピード、検討の度合いというのは進んでいないようなふうにも見受けられるわけであります。それとは別に派遣労働だけが自由化をどんどんされていくのが見受けられるわけであります。それとお話をいたがいまして、短期雇用労働者に関する社会保険の見直し、今後の計画、そういうことについてどのように考えていらっしゃるか、お聞かせをいただきたいと思います。

○國務大臣(甘利明君) 御指摘の問題は、本委員会におきまして今泉先生初め各委員からもお話をあつたところでありまして、そのときにも検討が必要だということだけはお話ををしておきましたけれども、この問題、つまり派遣労働者を含む短期雇用労働者に係る雇用保険のあり方については、なるべく早くスピードアップをして検討するということにいたしたいと考えております。

それから社会保険のあり方につきましては、これは我が省の所管ではありませんが、検討が行われていてよくに担当省・関係省庁に働きかけることとしているふうに考えております。

○今泉昭君 派遣労働者の働く場におけるところの、直接の雇用者は派遣元なんでしょうかけれども、派遣先において現場で仕事をしている際に直接指導をしているのは派遣先の人たちであります。当然そこにおいて、仕事の面でも労働者としてでもいろんな意味での問題が出てくるはずでございます。

一般の正規従業員でございますと、例を申し上げますと、本社における労使関係というものと、本社ではなくして地方にあるところの労使関係というものは、それぞれその責任の範囲の分担をしながら労組法に基づいた関係というものが維持されているわけです。例えば、全体的な労働条件は本社で決めて、個々の工場におけるところのいろんな安全衛生の問題やらあるいは労使協

議会の問題やらいろいろな問題はその工場に任せられ

て

いるとい

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

よ

う

我が党としましては、この雇用問題というの今は今大変重要な問題でありまして、長銀の問題と並んで、参議院においてぜひ予算委員会を開いて予算委員会で徹底的に雇用問題を取り上げる時期である、この時期を除いてないじゃないかというような意識を持っているわけございまして、そういう意味でお聞き願いたいと思うんです。さきに発表されましたデータによりますと、全体的な失業状態は四・八%、構ばいでございましたが、男性は五%台に乗りました。

いろいろ見てみますと、この失業率、特に有効求人倍率という面を見てみると、今まで我が国を代表するような工業県というのが大変悪いわけです。例えば、京浜工業地帯といって名前をさせていました神奈川県なんかは、有効求人倍率が何と〇・三三というふうに平均の〇・四八を大きく下回っているわけであります。大阪、兵庫、これもまた同じでございまして、地域によるところのミスマッチというものが目立っております。ところが、どちらかといえば地方においては有効求人倍率が高い。一体これは何を意味しているんだろうか。我が国におけるところの工業の、あるいは産業の再配置というものが大変ミスマッチされているということなんだろうか。

いるいろいろ聞いてみると、地方では人が欲しいんだけども人がいないという声も私ども聞くんです。ところが、大都市に行けば行くほど失業率が高まっている。南関東では五・二%。五・一%を超えると何かが発動されるという法律がもうできているはずでござりますけれども。

の規定の検討に際しまして、派遣労働者の能力開発等労働者派遣事業の制度のあり方及び短時間労働者に対する職業紹介と民間の職業紹介事業の制度のあり方につきまして総合的に検討を加えることとしたいというふうに考えておりまして、御指摘の趣旨を踏まえて対応していくたいと思います。

○山本保君 私は、自分自身は福祉の方が専門でありますので、この問題については今回の法案が出てきたときに初めて勉強しました。そして、連合の方々にもいろいろお話を伺って最初に感じたのがそのことでして、どうして能力開発ということと別なんでしょうかということを申し上げましたら、その幹部の方も、いや、実は外国ではこういうものの総合的に行われている国もあるんですけどいうようなお話もあり、なるほどそれはそういうよう気がしたんです。この辺については、これで終わりというのではなくて検討していくたいと思っております。どうぞ労働省についてもぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、ちょっと細かい話になりますけれども、先ほど今泉先生から育児・介護休業についてといふことで確認をされましたけれども、私はそれに加えまして、産前産後の休業についてちょっとお聞きしたいのでござります。

といふのは、御存じのように、育児・介護休業法の特例によって製造業の直接生産過程にある業務についても特例として派遣が認められるわけでござりますけれども、今回、その法文は削除されるというふうに聞いております。そうなりますと、現実にそういう過程の方で、育児・介護、また産前産後というところにおいて、実際にもう既に運用されているところが、この法律だけを見ますとひょっとすると使われなくなるのではないかという気がするわけございまして、これはそういうことがあるべしとかかるべしという議論ではなくして、現実にそういう方がおられる以上、この辺についてはきちんと担保すべきだというふうに思つておるわけでございますが、どう

でござりますか。

○國務大臣(甘利明君) 重要な御指摘だと思います。

そこで、育児・介護休業に加えて、産前産後休業の代替要員に係る労働者派遣につきましても、

製造業の直接生産過程の業務について労働者派遣を行えるよう省令において措置することとしたいというふうに考えております。

○山本保君 それでは、その辺はよろしくお願ひいたします。

次に、また条文の中にあることで、これも先ほど今泉先生からお話をあったことと関連します。

○山本保君 それでは、その辺はよろしくお願ひいたします。

男女雇用機会均等法でございます。
先ほど大臣の方からは、いわゆるセクハラについての事業主責任についてはきちんと指導をしていただきたいというお話をあつたわけでござりますけれども、均等法の二十二条または二十三条の方には、妊娠中とか出産後の保健指導、母性保護、健診等々についての事業主責任がうたわれております。

○山本保君 どうもありがとうございます。
最後に、これは指針とか指導ということとはちょっと違う次元かもしれませんけれども、私の持論でもありますて、今回いろんなところでも議論させていただいております。また、感じたことを少し申し上げたいんです。それはNPOなんです。

NPO、いわゆる非営利事業の団体、これがまだなかなか実際には理解されていない。労働大臣も覚えておられると思いますが、去年の十二月の予算委員会で、いろんな新しい雇用に対して労働省として通産省が応援をするという事業ができたときには、今までNPOで雇っているような人については、当然雇用保険の対象であればいろんな応援をしていたのに、今回の事業は、通産省の方の横やりと言つては申しわけありませんけれども、通産省は業についているという業を営利業であるというふうな解釈。

○山本保君 それでは次に、先ほどちょっと申し上げたことにまた戻るような気がいたしますけれども、派遣先が労働者について就業環境の維持と

基準に基づいて行われるような形が望ましいと思うわけでございます。

この辺について、派遣先にもその責任を負わせるのが私は道理になつているという気がするんですけれども、いかがですか。

○國務大臣(甘利明君) 職業に関する訓練はこれから労働行政の中ですますます重要な地位を占めていくというふうに考えております。

そこで、今の御質問ですが、派遣先は派遣労働者に係る教育訓練につきまして必要に応じた便宜を圖るよう努めなければならないという旨を指針に明記することとしたいというふうに考えております。

○山本保君 どうもありがとうございます。

最後に、これは指針とか指導といふことはありますとか、きちんと指導をしていただけるかどうかでござります。

○國務大臣(甘利明君) どうもありがとうございます。
NPO、いわゆる非営利事業の団体、これがまことにありますと、もちろんNPOといふのはさまざま事業があるわけですが、特に私は、福祉

はないか。

ならば、今回のいろんな支援についても当然非営利業も含むように解釈すべきではないかと申上げたところ、労働大臣は、はつきりとは言われなかつたけれども私の質問については非常に好意的な御返答をいただいたと思つておりますが、残念ながら通産大臣は何か非常に感情的になられました。

そこで、私は含むはずがないのだと、たしかテレビで私と、ちょっと激したようなことをおっしゃったような記憶がござります。そうしまして、そんなものは含むはずがないのだと、たしかにNPOで私と、ちょっと激したようなことをおっしゃったような記憶がござります。そうしまして、最近、何か突然、雇用対策にNPOを使いつくというふうに考えております。

そこで、今の御質問ですが、派遣先は派遣労働者に係る教育訓練につきまして必要に応じた便宜を圖るよう努めなければならないという旨を指針に明記することとしたいというふうに考えております。

○山本保君 それでは、その辺はよろしくお願ひいたします。

次に、また条文の中にあることで、これも先ほど今泉先生からお話をあったことと関連します。

○山本保君 それでは、その辺はよろしくお願ひいたします。

男女雇用機会均等法でございます。

先ほど大臣の方からは、いわゆるセクハラにつ

いての事業主責任についてはきちんと指導をして

いただきたいというお話をあつたわけでござりますけれども、均等法の二十二条または二十三条の方には、妊娠中とか出産後の保健指導、母性保護、健

診断等々についての事業主責任がうたわれてお

るわけでございます。

この辺についても、当然行われると思ひます

が、もう一度確認したいのでござりますけれども、きちんと指導をしていただけるかどうかでござります。

○國務大臣(甘利明君) 先ほどの私の答弁が舌足らずであつたと思うのですが、派遣先が男

女雇用機会均等法に基づきまして妊娠中及び出産後の保健指導あるいは健康診断等を受けるために必要な時間の確保等を行つよう必要な指導等を行つまいりたいというふうに考えております。

NPO、いわゆる非営利事業の団体、これがま

ことにありますと、もちろんNPOといふのは

さまざま事業があるわけですが、特に私は、福

祉

NPO、いわゆる非営利事業の団体、これがま

ことにありますと、もちろんNPOといふのは

さまざま事業があるわけですが、特に私は、福

<p>ですから、私は、今回の法律改正ではできませんでしたけれども、例えば職業紹介事業に関しても、非営利型の有料といいますか、この場合、今の有料事業とは当然基準も違つてこなければならぬし、無料とも違わなければならぬと思うわけですけれども、こういう分野を当然もつと広めなきゃならないというふうに思つております。それから、もう一点言ひますと、派遣事業も同じであります、今回いろいろ議論を聞いておりまして、やはり不信感がある。それは派遣会社というものは労働者の上りをねはんでいるんだ、私もそういう質問をした覚えがあります。これは確かに営利企業がやる以上、そう言われてもやむを得ないところがやはりある。善意の方が一生懸命やっておられるところよくわかりますけれども、しかし法律の構成からいってたらそつ見られても仕方がないわけです。そこで、このようないい仕事といふのは実は民間の非営利事業として行うのが私は一番適しているんじゃないかと思うわけです。</p> <p>大臣、今いろいろ申し上げましたけれども、こういうNPO、非営利事業、非営利団体というものがもっと今回の分野に今まで以上の重要な位置を占めるべきだというふうに思ひますけれども、どうお考えですか。</p>
<p>○國務大臣(甘利明君) 山本先生がNPO法の成立に向けて大変な御尽力をされたということは私もよく承知しておりますし、先生からたびたびの質問の中でNPOの意義について、まだ私は一端の知識しかありませんけれども理解をさせていただいています。</p> <p>今回発表されます雇用対策に関しまして、恐らく初めてNPO云々という言葉が入ってくるんだと思いまして、それは先生を初めとするこの法案を成立された方々の御熱意が次第に浸透しているんだというふうに思ひます。</p> <p>そこで、NPOにつきまして我々が何ができるかといふことなでのあります、許可の手続であるとか事業運営に関しまして、必要な相談であるとかあるいは助言をすることはできるんだというふうに思ひます。</p> <p>○國務大臣(甘利明君) ただいまの御質問であります、リスストラで人を減らした企業への派遣を一律に禁止する、一時的にせよ禁止するということは云々ということでありますけれども、やはり労働大臣も同じ考え方ですね。</p>
<p>○國務大臣(甘利明君) ただいまの御質問であります、リスストラで人を減らした企業への派遣を一律に禁止する、一時的にせよ禁止するというふうに思ひますけれども、許可の手続であるとか事業運営に関しまして、必要な相談であるとかあるいは助言をすることはできるんだといふことなでのあります。</p> <p>○國務大臣(甘利明君) ただいまの御質問であります、リスストラで人を減らした企業への派遣を一律に禁止する、一時的にせよ禁止するというふうに思ひますけれども、やはり労働大臣も同じ考え方ですね。</p> <p>○市田忠義君 検討の中にそういう、言うなら無料、有料、そうではないところ、非営利事業といふものの新しい運用の基準を検討していただくことをぜひお願いいたしまして、私の質問を終わります。</p>
<p>○市田忠義君 日本共産党的市田です。</p> <p>今回の労働者派遣の原則自由化によって、常用代替が起るんではないか、常用雇用と派遣との代替が進むんではないかというさまざまな分野から当然の心配の声が上がっております。</p> <p>これに対して渡邊職業安定局長は、あくまでも常用代替については厳格にこれを禁止するという方策をとる、そういう答弁をされました。政府案ではそれを期間制限の措置でやろうということになつてはいるわけですが、この委員会でも、期間制限だけではなくて派遣事由の制限をすべきだ、このよういう議論がたびたび出されています。</p> <p>日本共産党としては、この問題について、例えばリストラのために人減らしをした企業について、一年間は派遣労働者を受け入れることを制限する、そういう対案を出しています。</p> <p>私は、これが各委員から出された問題提起にこたえる方法だというふうに確信していますが、この問題を本会議で私が質問したときの小渕総理の答弁は、「リストラの人を減らした企業への派遣に対するお尋ねがありました。このような企業への派遣を一律に禁止すればその企業への派遣を希望する労働者のニーズに的確に対応できなくなつてはならない」というふうに思ひます。</p> <p>○國務大臣(甘利明君) いや、総理はそんなこと言つていませんけれども、理解をさせていただいています。</p> <p>経営の立て直しについて、それが禁止をされると支障をもたらすということは事実だと思います。</p> <p>○市田忠義君 いや、総理はそんなこと言つていません。企業の経営戦略上それを禁止するのによくない、そんなこと全然言つていないです。</p> <p>派遣労働者のニーズにこたえられなくなるからだと、それしか言つていないです。</p> <p>大臣と総理大臣、全然違うじゃないですか、答弁が、そんなので質問は続けられないですよ。だからだめだと、それしか言つていないです。</p> <p>○市田忠義君 いや、総理はそんなこと言つていません。企業の経営戦略上それを禁止するのによくない、そんなこと全然言つていないです。</p> <p>派遣労働者のニーズにこたえられなくなるからだと、それしか言つていないです。</p> <p>○委員長(吉岡吉典君) 総理と労働大臣の答弁の違いなど、その点について聞きます。</p> <p>○市田忠義君 じゃ、大臣に聞きますが、総理が本会議で答えた答弁のあの部分はそのとおりだとふうにおっしゃったわけですね。</p> <p>それで、その次、その点について聞きます。</p> <p>じゃ、派遣労働者は、特に登録型の派遣労働者が登録する派遣会社、派遣元を選ぶことはそれができるでしょう。しかし、その労働者が派遣先を選ぶことができないじゃないですか。ところが、そのニーズを抑えることになると。</p> <p>それとも派遣労働者というのは自由に派遣先を自分で選べるんですよ。一般にもそういう形で派遣先が決められているのかと。そんなことあり</p>

得ないじゃないですか。
○国務大臣(甘利明君) そこは誤解があるんだと
思います。

労働者派遣事業というのは、派遣法第三十条に、派遣元は派遣労働者の希望及び能力に応じた職業機会の確保に努めなければならないというふうにうたわれていますように、本来、労働者が自分の希望する日時であるとか職場において働きたいというニーズにこたえようとする制度であります。

したがいまして、派遣労働者は、就業を希望する派遣先事業所を派遣元に申し出るということができまし、また、派遣元の提示をする派遣先が希望に合わない場合にはそこでの就業を断ることもできるというものでございます。

○市田忠義君 それは、できるだけ希望に沿うようにならなければならないということであつて、労働者がその派遣先を自由に選ぶことなんてできないですよ。

雇用契約を結ぶのは派遣元と結ぶんでしょう。

派遣元が派遣先を決めるんでしょ。労働者が自由にこの企業に行きたいということで選択権、そんなんあるはずないじゃないですか。そんな契約になつていないです。いかがですか。

○国務大臣(甘利明君) 法律上、そういうふうに選べるようにできるようになっているのでござります。

派遣元が派遣先を決めるんでしょ。労働者が自由にこの企業に行きたいということで選択権、そんなんあるはずないじゃないですか。そんな契約になつていないです。いかがですか。

○市田忠義君 それは、行きたいという主張はできるのでござります。

○市田忠義君 それは、行きたいという希望を持つのはできますよ、だれだって。ここへ行きたくないと、言えますよ。

しかし、労働者がこの派遣先でなければ困る、ここを選びたいと言つたら、それはかなえられるんですか。それはできるだけ努力する、努めるというだけの話じゃないですか。

そういうニーズを抑えちゃうからと、いうのは成り立たないですよ。

○国務大臣(甘利明君) 今の雇用失業情勢の中にマッチもあるのであります。世の中、自分が希望することが一〇〇%抑えられるなんということは私は考えられないと思います。

○市田忠義君 何言っているんですか。そういう希望がかなえられないと今おっしゃったのでしょうか。
ところが、派遣先を自由に選べるそのニーズを抑えることになるというふうに答弁しているじゃないですか。全然違いますよ、言つていることが。

○国務大臣(甘利明君) それは、あなたの質問が正確でないから私が申し上げたのであります。法律上そんなことはありませんと言つたんです。
○市田忠義君 どこが正確でないんですか。けしからぬです、そんな答弁は。どこが間違っているんですか。

○国務大臣(甘利明君) 希望を申し述べることができないとおっしゃっているわけであります。法律上そんなことはありませんと言つたんです。

○市田忠義君 そんなこと言つていないです。どこそこを選びたいという希望は言うけれども、選択権はないですよ。必ずこのことによってはならないですよ。それを決めるのは派遣元ですよ。そうじゃないですか。そんなこと、どこに書いてあるんですか。

○国務大臣(甘利明君) ジャ、あれですか、伺いますけれども……

○市田忠義君 あなたに質問權ないですよ。

○国務大臣(甘利明君) だって、今の御質問は、ここへ行けど決められたらそこに行くしかないよ、拒否権もないようなお話をつたのであります

○市田忠義君 そんなことは言つていない。
○国務大臣(甘利明君) そういうふうにこれまで専ら派遣に係るものも若干見られたようですが……

○市田忠義君 効告は何件ですか。

○政府委員(渡邊信君) この指導の中には事例と

りますが、効告につきましては、この点を含めまして、法制定以来今日まで効告を行った件数といふものはございません。

それで、専ら派遣というのは、職業安定局の民営事業室が編集している「労働者派遣法の理解」、こういう本によるど、こう書いてあります。「定款等に記載され具体的に明らかにされている事業目的だけではなく、事業運営の実態にも照らし、客観的に特定の者への労働者派遣を目的としているか否かにより判断される」と。すなわち、定款にどう書いてあるかと。不特定多数の人を募集していると。定款にどう書いてあるかというだけではなくて、実態に即して判断するこれが労働省が出している本の中に書かれてあります。

これまで効告がゼロだということは、労働省が知り得る限りでは、今述べたような判断基準、これに該当する派遣が一件もなかったということになるわけです。効告がゼロということは、この間、専ら派遣の典型だとしてしばしば世間に厳しい指弾を受けてきた銀行の派遣子会社、一〇〇%出資であり、限りなく一〇〇%親会社に派遣している場合でも、「定款等に記載され具体的に明らかにされている事業目的だけではなく、事業運営の実態にも照らし、客観的に特定の者への労働者派遣を目的としているか否かにより判断しても何ら問題なし」という認定を下したということがありますね、効告ゼロということは。いかがになりますね、効告ゼロということは。

○政府委員(渡邊信君) 派遣法の四十八条二項は、今御指摘のありましたようにいわゆる専ら派遣に係る規定でございまして、例えば例を見てみると、平成九年度の派遣法に関する公共職業安定所の指導件数というものは約二千件ございまます。このうちの中には正指導を行つたものがありますが……

○市田忠義君 効告は何件ですか。

ただ、効告に至つておりませんから、具体的詳細は承知しておりませんが、この指導を行つたものはあるわけございます。

のについては、その指導が指導どおり是正をされたものというふうに理解をしておりまして、勧告に至ったものはないということございます。

○市田忠義君 勧告していないうことは、先ほどの基準に照らしても勧告に及ぶようなことは起きていない、専ら派遣とは言えないということですね。

○政府委員(渡邊信君) 行政のやり方といたしましてはまず指導をするということでございまして、違反があるからいきなり勧告だというふうなことは従来から行っていないわけでありまして、その指導によって是正されればそれで終了するとということになります。

○市田忠義君 じゃ聞きますが、定款に特定企業及びそのグループだけ専ら派遣するというたって、一切の営業努力もしないでひたすら一〇〇%特定の企業だけに派遣している、それ以外はすべてよいということですか。

○政府委員(渡邊信君) 派遣事業の許可をする際には定款等で書面審査というよなことで審査をする以外にないと思うんですが、実際に営業活動を始めたというときには実態に即して判断するということにもちろんなります。

今般、派遣の許可に当たりましては、専ら派遣を行わないということを許可の条件に付すとそういうことにもちろんなります。

○市田忠義君 じゃ、定款に書いてあるだけではだめですね。ちゃんと実態が事実上の専ら派遣ならそれは許可を取り消すということはあるんですね。確認してくださいですね。

○政府委員(渡邊信君) もちろん、定款の記載だけじゃなくして、実態がそういうことであれば勧告の対象にもちろんなりますし、最終的には許可の取り消しまで行く場合もあり得ると思います。

○市田忠義君 皆さんにお配りしている資料を見ていたときたいと思ふんですが、一つは、第一勧銀オフィスサービス。これは第一勧銀が一〇〇%

出資している派遣会社ですが、「ハートの銀行で働きませんか 派遣スタッフ募集」と、こういう

うリーフレットです。それから、東京三井銀行の派遣子会社ダイヤモンドスタッフサービス。これは、「東京三井銀行で働いてみませんか」と。これが、一〇〇%出資している子会社です。「東京三井銀行で働いてみませんか」と、こういうパンフレットです。

こうしてほとんどすべて第一勧銀、東京三井銀行にこの派遣会社から派遣されている。どう見てもこれは専ら派遣であるのに、労働省は、こういうところに専ら派遣だと現行法でもやれるはずなんだけれども勧告していいでしょう、こういうことがまかり通っているということは。

しかも、このリーフレットの裏を見てくださいよ。これ、小さく何と書いてあるか。虫眼鏡で見ないとわからぬですけれども、例えば第一勧銀オフィスサービスの「ハートの銀行で働きませんか」、裏の右の肩には小さく「他の金融機関または金融業務を営む会社の派遣登録も受け付けております。」申しわけ程度にちゃんと書いてあります。もう一つ「東京三井銀行で働いてみませんか」、これも裏の右肩、「(関連会社及び他の金融機関のお仕事も)ございます。」これはまさに脱法行為じゃないですか。

こういうことを書けば専ら派遣でないんだと、だから勧告の対象にもならない。これ、勧告していいでしよう。こういうところは是正や指導もやりましたか。こんな脱法行為しからぬというふうに思いました。こんな脱法行為けしからぬといつても、指導や助言はやりましたか。手続としては一遍には勧告に持つていかない順番を踏んだと。順番を踏むんだたらこういうところ、これは衆議院の委員会でも我が党の委員が指摘しています。

○政府委員(渡邊信君) 年間三千件くらいの指導を行っておりまして、なかなか具体的な身身について各県からそこまで現在報告をとつていています。それについて調査をやつたりしましたか。御指摘がありました、この特に金融機関に係る派

遣については、早急に調査をしてみたいといふふうに考えております。

○市田忠義君 あなたは衆議院の委員会でも、早くに調査してみます、ヒアリングをやりますと、この法律が今大きなこにかかるて問題になつてゐるときに、そういう質問が出たら真っ先に、全國幾つもあるからなかなか難しいなんて言わずには、具体的に指摘しているんだから、その問題について調査する、直ちにやってここに報告するぐらいのことをやらなかつたら、こんな重要な法案通りに調査してみますとか、許可の届け出ますと、いろいろ法案を通したい

に、具体的に指摘しているんだから、その問題について調査する、直ちにやってここに報告するぐらいのことをやらなかつたら、こんな重要な法案通りに調査してみますとか、許可の届け出ますと、いろいろ法案を通したい

に、具体的に指摘しているんだから、その問題について調査する、直ちにやってここに報告するぐらいのことをやらなかつたら、こんな重要な法案通りに調査してみますとか、許可の届け出ますと、いろいろ法案を通したい

に、具体的に指摘しているんだから、その問題について調査する、直ちにやってここに報告するぐらいのことをやらなかつたら、こんな重要な法案通りに調査してみますとか、許可の届け出ますと、いろいろ法案を通したい

に、具体的に指摘しているんだから、その問題について調査する、直ちにやってここに報告するぐらいのことをやらなかつたら、こんな重要な法案通りに調査してみますとか、許可の届け出ますと、いろいろ法案を通したい

に、具体的に指摘しているんだから、その問題について調査する、直ちにやってここに報告するぐらいのことをやらなかつたら、こんな重要な法案通りに調査してみますとか、許可の届け出ますと、いろいろ法案を通したい

に、具体的に指摘しているんだから、その問題について調査する、直ちにやってここに報告するぐらいのことをやらなかつたら、こんな重要な法案通りに調査してみますとか、許可の届け出ますと、いろいろ法案を通したい

に、具体的に指摘しているんだから、その問題について調査する、直ちにやってここに報告するぐらいのことをやらなかつたら、こんな重要な法案通りに調査してみますとか、許可の届け出ますと、いろいろ法案を通したい

と思うんです。

ほかにもこれまでの審議を通じて、例えばリスラ目的の丸」と派遣の禁止の問題だとか、政府案の期間制限措置の実効性の問題。例えば日経連の常任理事が、一年を超えた派遣、その場合に雇い入れの勧告をしたときに従うかという委員の質問に、これは契約の自由という原則があるんだからそういう勧告にはにわかに従うわけにはいかないと。いや大丈夫だ、勧告する企業名も公表するんだから大丈夫だと言っているけれども、当の相手方はそんなことに従う気はない、と、ここまで言っている問題もあります。

あるいは、^(製造業で広がっていきる派遣請負の本邦化)止の問題もある。それから、派遣労働者の中途契約解除からの保護の問題もある。派遣先との均等待遇の問題もありますし、個人情報の保護に関しては収集できる情報の範囲、それと閲覧権の問題だとか修正請求権の問題もある。それから、派遣先との団体交渉権、それから法律の実効性を担保するための行政体制の問題、まだまだ解明されなければならない問題が私は山積していると思うんですね。これらを残して、審議が尽くされたなんて到

そのことを厳しく指摘して、時間が参りましたので、私の質問を終わります。
○大脇雅子君 それでは、労働大臣にお尋ねをしたいと思います。

登録型など派遣労働者に対する派遣先による適正な派遣就業を確保するという観点から、派遣先による労働者派遣契約違反の是正とか防止の徹底を図るべきではないか。とりわけ、派遣先における責任の甘さということが指摘されている現状をどのようにお考えでしようか。

○國務大臣(甘利明君) 派遣先におきまして労働者派遣契約に違反をする事案が生じた場合、この場合には、まず、派遣先は違反について知つたときはその違反状態を早急に是正すること、そして、労働者派遣契約に違反する行為を行つた者

○大脇雅子君 法案中の同一業務及び継続という概念につきまして、その判断基準を客観的かつ明確に指針等で定めるとともに、実態においても派遣期間の制限を意図的に潜脱するような行為が生じないよう指導の徹底を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(甘利明君) この点も先生を初め多くの委員から御指摘をされた点であります。同一業務及び継続の判断基準につきましては、中央職業安定審議会にお諮りをしました上で、指針に明確なものとなるよう定めますとともに、派遣期間の制限を意図的に潜脱するような事態が生じないよう指針に基づきまして指導を徹底することとしたいと考えております。

○大脇雅子君 臨時の、一時的でない労働の需給調整のために派遣を使わないということが法の趣旨であると思います。潜脱防止はあらゆる判断基準をつくる際の基本原則であります。結果としての潜脱もまた許されないという視点で指針づくりをしていただきたいと思います。

次に、法第四十九条の二第二項の実効性を確保するために、指導、助言は文書で行うのか、口頭で行うのか。また、期限を設けて指導、助言する必要があると思います。さらに、指導、助言から勧告、企業名の公表までの全体の期間は最大限一ヶ月とするべきではないかと思いますが、いかがでしょ

○國務大臣(甘利明君) ただいまの点でござりますが、指導、助言につきましては、派遣先によるその履行を確保するための派遣先の個別の事情に応じまして、また指導、助言の段階に応じまし

お話をうながす。○大脇雅子君、お答えください。

○大脇雅子君　雇い入れ勧告制度の実効を高めるために企業名公表以外にも公表することが適当だと考へる事項もあるというふうに思われますので、御指摘の趣旨を踏まえまして、公表すべき事項を通達に明確に定めてまいりたいというふうに考えます。

○大脇雅子君　その事項は必要な事項というものであって、制限的であつてはならないと思いますので、その他の状況も踏まえるなど弾力的な公表ができるようにお決めいただきたいと思います。

次に、勧告における派遣労働者の雇い入れに関する民事的効力について先回お聞きをいたしました。労働大臣の勧告がなされるようなときには、派遣労働者が労働大臣、窓口のハローワークに申し出たときから通常は派遣労働者と派遣先との雇用関係の存在がみなされる、推定されるということは前回の質問で答弁いただいたと承知しております。

私は、これを踏まえまして、さらに明文規定を設ける等によつて実効性を確保すべきものと考えますが、いかがでしょうか。

指導、助言から勧告、企業名の公表までの全体の期間についてでありますけれども、御指摘の趣旨を念頭に置きつつ、できる限り迅速な解決が図られるよう対処していきたいというふうに考えております。

○大脇雅子君　雇い入れ勧告制度における企業名の公表につきましては、先回、新聞等に発表すると言われましたが、制度の実効性を上げるために指導、助言、勧告に至る経過とか内容もあわせ明らかにする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(甘利明君)　雇い入れ勧告制度の実効を高めるために企業名公表以外にも公表することが適当だと考へる事項もあるというふうに思われますので、御指摘の趣旨を踏まえまして、公表すべき事項を通達に明確に定めてまいりたいというふうに考えます。

助言につきましては、文書によりまして期限を設けて行うこととしたいというふうに考えております。

文書または口頭、いずれか適切な方法を採用したいというふうに考えております。

ただし、最終的に勧告を行う前提となる指導、助言につきましては、文書によりまして期限を設けて行うこととしたいというふうに考えております。

○國務大臣(甘利明君) ただいまの点であります
が、改正法の施行後三年を経過したその後における
労働者派遣法の規定についての検討に際しまし
て、御指摘の点について検討課題というふうにさ
せていただきたいと思います。
○大庭雅子君 法第二十六条第七項の派遣労働者
を特定することを目的とする行為の制限規定があ
ります。また、法四十一条二項も派遣先における適
正な派遣就業の確保等の規定があります。いずれ
も努力義務とされておりますが、より一層派遣労
働者の保護を図るために、それぞれ義務規定に改
めるべきではないかというふうに考えますが、い
かがでしょうか。
○國務大臣(甘利明君) 御指摘の点につきまして
も、改正法の施行後三年を経過した後における労
働者派遣法の規定についての検討に際しまして、
検討課題というふうにさせていただきたいと考え
ております。
○大庭雅子君 週日、NHKテレビの「クローズ
アップ現代」を見ました。そこで取り上げられて
いた事例では、労働者を派遣元企業に転籍させ、
そこから派遣労働者として受け入れて転籍前の業
務と全く同じ業務に従事させるという、いわゆる
専ら派遣の手法によるリストラ策を派遣会社が積
極的に売り込んでいました。法第七条第一項第一
号を「専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供す
ることを目的として行われるものでないこと。」
と改正をした目的及び解釈によれば、こうした事
例は違法であると考えられるわけです。厳正に許
可の取り消し等行うべきではないかと考えます
が、いかがでしょうか。
○國務大臣(甘利明君) ただいま御指摘の件につ
きましては、御説明がありましたように、派遣専
用の子会社をつくって、労働者を当該子会社に転
籍をさせて、そこから派遣労働者として受け入れ
て転籍前の業務に従事をさせようとするものであ
りまして、これを事業として行うということは御
指摘のとおり改正法第七条第一項第一号によりま
す許可基準に違反をいたしております。許可是

認められないというふうに考えております。

労働省いたしましては、専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行なうことを許可の条件として付与するということを予定しております。専ら派遣を行った事業所は許可の取り消しであるとか事業の停止等の行政処分の対象となると考えております。専ら派遣を行つた事業所は許置の徹底によりまして専ら派遣の防止を図つてまいりたいと思っております。

○大脇雅子君 業業紹介や労働者派遣について年齢による差別的取り扱いを許さないということについて、私は法律に明文規定を置くべきではないかというふうに考へるものですが、明文化できなうとしても、三年後の見直しにおいてはこれを検討課題としていただきたいと思います。この不合理な年齢差別を防止するためには、指導の実施も含めまして実効性確保の措置を徹底しなければならないと考えますが、その点いかがでしょうか。

○国務大臣(甘利明君) 合理的理由がなくして年齢による差別を行うことは不適切であるという旨を通達において明らかにいたしまして、職業紹介事業、労働者供給事業並びに労働者派遣事業について指導の徹底を図りたいと考えております。なお、年齢による差別的取り扱いの問題につきましては、改正法の施行後三年を経過した後における職業安定法の規定についての検討に際しまして、検討課題とさせていただきたいと考えております。

○大脇雅子君 とりわけ中高年とか女性労働者においては、派遣労働に限らず、年齢差別といふものが大きな壁となって自己の能力を發揮できないという状況にあります。私は年齢差別というのをまさに違法であるというぐらの法規制が必要だと考へておりますので、ぜひこの年齢と就労の問題、募集、採用の問題等きめ細やかに事例等を検討されまして、指針等に定められて指導を徹底していただきますようお願いをいたします。

</div

大きくなるし、反対に行き過ぎても問題だ。そのハンドリングは極めてデリケートな問題だらうと思います。これは労働問題全般にかかる問題ですけれども、今回の改正というものについても当然それが出てくる。

その辺について、果たして今までの労働行政でそれに対応できるんだろうかという不安といいますか疑問といいますか、そこが根底にあるかと思うんですが、その辺のところを国民にわかりやすく説明してといいますか、関係者は非常に多種多様でございますからその辺は難しいとは重々思ふんですけれども、その辺のところ、行政の長、今回の改正の責任者としての大臣の所見を伺いたいと思います。

○國務大臣(甘利明君) 非常にいい御指摘だと思います。

今回、この改正法を提出させていただくに当たり、働く側のニーズとそれから採用する側の企業側のニーズ、両方にうまくバランスよくこなえていきたい、それはとりもなおさず、片方に対する懸念を、最終的に心配がゼロまで追求していくと、おっしゃるよう健全な経済社会の発展に一体全体どう資するのか、健全な経済社会の発展というのはその結果として雇用の場をこれから国際競争の中でつくっていくという大事な使命がありますから、そこをどうバランスをとっていくかというのは物すごく大事な問題だと思います。

私も産業政策を少しかじりましたから多少なりともバランス感覚はあると思うのでありますけれども、逆に言えば、企業側の論理が入り過ぎないかということも自分なりに気をつけて今回の法改正に臨んだつもりでありますし、省庁再編が行われていく中で、私どもは社会のサーフティーネットを担う役所になっていくわけであります。サーフティーネットが機能するためには、きちんとつながった経済社会自体が存在するということあわせてありますから、これは関係省庁ともしっかりと連絡をとりながら、しっかりとしたバランスをとつて対応していきたいというふうに思つております。

○山崎力君 決意のほどはうかがえました。しかし、現実にそれがどうなるかというのは、これはまた別の次元の問題でございまして、大臣がいつまで大臣でいらっしゃるかどうかわかりませんけれども、次の大臣も含めて、役所のそれこそハンドリングをするのは行政の、労働省の、名前が変わらかもしれませんけれども、その辺のところを我々国民の代表者が見なければいけないんだ、多種多様の国民の代表者である我々国議員の中から選ばれた大臣だという視点を忘れずにやっていただきたいという希望を申し上げて、私の質問を終わります。

○委員長(吉岡吉典君) 四案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後一時五十六分散会